

時局日誌 (二十四)

Y
H
生

七月十五日

銅鉛錫等配給統制規則中改正（商工省令第三四號）公布

天皇陛下には來る二十一日、錯綜せる現下の國際情勢の中にあつて無敵の威容搖ぎなく皇國の護りに任ずる聯合艦隊へ行幸の旨仰出された。

◇北支方面戰況 一、海軍航空部隊は九日龍口及び招遠（山東省）の敵據點を爆撃したるほか九日、十日、十二日の三回に互り威海衛周邊の敵所在部落を爆撃いづれも多大の損害を與へたり。

◇中支方面戰況 一、十三日海軍航空隊

は陸軍部隊に協力し、江西省南昌南方新村墟附近及び高郵市北方の敵陣地を爆撃し甚大なる損害を與へたり。

◇南支方面戰況 十三日海軍航空部隊の活躍左の如し

一、延平（南平）北方の兵營三棟及び同地南方の軍需品倉庫を爆撃せり。

二、福州、延平間において敵軍用汽艇十五隻を銃撃せり、内百トン級一隻は燃料を搭載せるものの如く猛烈に炎上せり。

三、川石島附近においては敵據點を、閩江下流においては敵軍用艇を銃撃せり。

四、銅山（東山）の兵舎及び軍需倉庫及び漳州北方の森林内の敵軍事施設を爆撃せり。

五、七里村敵防禦陣地を爆撃し、温州上流の敵軍用汽艇一隻を銃撃せり。

六、珠江螺州門の機雷堰附近兩岸の敵陣地を爆撃せり。

日英東京會談に對する帝國政府の要求大綱案は十三日の閣議で正式決定、有田外相は同日葉山御用邸に伺候し右大綱案上奏、愈正式會談に入ることになつたので、十五日午前中に有田クレーギー會見

を以て天津租界問題に關する日英東京會談を開催したい旨正式申入れをなした。これに對しクレイギー英大使は諒承した旨を回答した。

十五日午前九時有田外相は外相官邸にクレイギー駐日英大使の來訪を求め、二階南向きの一室において會見、茲に内外の視聽を一つに蒐めて日英東京會談は正式に開始された。支那事變發生以來滿二年餘り日英兩國間の國交を全面的に再檢討し、假借なき修正を要求する實に劃期的な外交交渉の開幕である。この有田、クレイギー會談は全く二人きりで全然餘人の出入を禁止し、しかも特にこの日に限つて一切の書類を残さず、全く兩全權代表の諒解事項にとどめることとして劈頭有田外相より日英東京會談開催に至る迄の経緯を述べた。

コンミニニケ

有田外務大臣及びクレイギー英國大使は本日午前九時より官邸において、天津

における現下の事態の背景をなす一般問題につき、三時間餘に亙り討議を行ひ會議續行の申合せをなしたる後散會せり。次回會談は來る十七日(月曜日)に行はるゝこととなつた。

七月十六日

今秋行はれる府縣會議員の總選舉については、從來通り肅正の方針で執行されることは固よりであるが、今回は事變下のこともあり、内務省では特に選舉肅正の重要性を強調して統後國民の自分を完うせしめることとなり、地方局長、警保局長の連名をもつて十五日全國各府縣知事へ通牒を發した。(別項參照)

豫算の執行に關する重要事項を協議するために設置されることとなつた會計事務協議會官制は、十五日公布施行されると共に委員の任命をみたが、本月下旬第一回會合を開き議事規則その他につき協議することとなつた。

七月十七日

齋藤部隊の〇機は十六日午前懸天候を衝いて黄河沿岸の孟縣、孟津に出勤索敵中清化鎮北西方地區に於て井田、大井川兩部隊の猛攻に遭つて潰走黄河南岸に逃走せんとする約五、六百の敵を發見直に之に猛爆を浴せ完膚なき迄に粉碎した。

七月十八日

工場事業技能者養成補助規則(厚生省令第二二號)公布

七月十九日

輸出工藝振興委員會官制(勅令第四八七號)陸軍諸學校生徒採用規則中改正(陸軍省令第三五號)警防團員限制(内務省訓令第一二號)公布

日英東京會談の有田、クレイギー第三次會見は、英國側の準備が整ひ次第二十二日に前同僚外相官邸で有田外相とクレイギー大使の全く二人きりで開かれることとなつたが、十九日の第二次會見が英國側の無理解なる態度により、午前午後二回に亙つて慎重討議を重ねられたに

も拘らず、重大なる根本問題については殆ど意見の一致を見ずそのまゝこの第三次會見に持越された形となつてゐるのでこの第三次會見は會談の成否を卜するものとして頗る注目されてゐる。

七月二十日

中支 十九日江西省輿地の要衝攻撃に向へる海軍航空部隊は猛烈なる防禦砲火を冒し、各地を爆破し、各部隊とも無事歸還せり。

南支方面 海南島に於て酷熱を冒し、連日殘敵掃蕩に従事中の海軍陸戰隊は十八日同島西部の要港北黎及び同港附近一帯を占領、海上部隊との連絡を完成せり。

七月二十一日

中小産業調査會官制（勅令第四八八號）
南洋群島地方待遇職員令（勅令第四八九號）、陸軍同人俸給臨時特例（勅令第四九〇號）、陸軍軍人俸給臨時特例（陸達第三八號）公布

畏き邊では故有田貢海軍大佐以下今事

變關係の戰歿海軍將兵、軍屬三百五十二名に對し、恩賞の御沙汰あらせられ、支那事變第十三回（海軍だけで第九回）論功行賞として同日午前十一時半内閣賞勳局並に海軍省から發表された。そのうち

將校は廿七名、准士官、下士官、兵は三百六十名、軍屬は十九名で主として揚子江流域、廣東附近及びその輿地、支那沿岸等に嚇々たる武功を樹てて一昨年八月十三日から今春四月十一日までの間に戦死又は戦死病死を遂げた勇士達である。

大元帥陛下には長くも今二十一日、我が無敵海軍の基幹として世界に蔽たる威壓を示す聯合艦隊へ行幸、事變下、炎熱の太平洋上に繰り展げられる海の精銳の猛訓練作業を親しくみそなはせられる。

我が飛行隊は本二十一日午前十一時頃ポイル湖上空に於て不法越境せる敵戦闘機約八十機と交戦し、その三十九機を確實に撃墜せり。我が方一機歸還せず他に二機は我が戦線内に不時着せるも人員及

び飛行機は共に無事之を收容せり。

廿一日ポイル湖上空に於ける空中戦に於て我が荒鷲部隊は敵機三十九を撃墜し殘機を國境線外に撃墜せるが、十八日までに撃墜せる四百八十八機に加ふれば、今次事件に於ける敵機撃墜は五百二十七機に達し、第一次のノモンハン事件以來の敵機撃墜總數は五百八十八機の莫大な數に上つた。

七月二十二日

日英東京會談はその成否の鍵をなす一般的原则問題を租上に供して去る十五日の有田、クレイギー第一次會見を皮切りに、十九日第二回、二十一日第三回と前後三回に涉り懇談的討議を重ねて來たが二十一日の第三次會談において、俄にクレイギー大使の讓歩により原則問題に關する諒解が成立するに至つた。十九日の第二次會談までは原則問題の重要點について頑強に反對し、このままの状態で第三次會談に臨めば決裂を見る外なしとま

で見られたクレイギー大使が大讓歩なをすに至つたのは全く英本國政府の回訓によるもので、最近の英國外交史上珍しき程の全面的な讓歩と見られる。平沼相首

は午後四時葉山御用邸に伺候し、天皇陛下に拜謁仰付けられ、日英會談につき委曲奏上することとなつた。一方クレイギ

ー大使は本國政府に訓令を仰ぎその承認方の訓令到着を待つて兩國ともそれ／＼國內手續を了し、いよ／＼二十二日午後の有田、クレイギー第四次會談に於て正式の覺書を交換して協定事項の確認を行ひ日英兩代表の署名をなした後、同日中か若しくは二十三日相互に協定成立の聲明を同時に發表するはずである。この有田クレイギー間に於ける一般的原則問題の協定事項は左の如きものである。

一、英國は支那に於ける現實の事態を確認する。

二、英國は支那に於て日本軍の生存上、並に治安維持について日本を害し支那

を利するが如き行爲をなさず。

三、英國政府は今後支那に於て以上の行動を行はざる事を在支英國官憲に徹底せしめる。

二十二日午後十二時外相官邸において有田外相、クレイギー駐日英大使間で署名を了した覺書全文左の如し。

英國政府は大規模なる戰鬪行爲の行はれて居る支那における現實の事態を確認し、且右事態が存続する限り支那における日本軍がその安全を確保し、且治安を維持するため特殊の要求を有することを認め、また日本軍を害しまた支那側を利するが如き行爲を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍が如上の目的を達成するに當り、これが妨害となるべき一切の行爲及び措置を排除し、且在支英國官憲及び英國國民にこれを明示し右政策を確認せしむべし。

處理の解釋」と題する汪兆銘の論文を掲載し日支和平實現の可能性の成熟しつつあるを強調抗戰派の「最後の勝利」論を鋭く攻撃した。

去る七日翼城南方三十キロの地點より行動を開始した地上部隊の精銳は、空の荒鷲と緊密な連絡の下に沁河西方大山脈の峻險に據つて執拗に抵抗する第八十三、八十五新編八十三師等三萬の敵を猛攻、苦心の大山嶽戰を展開して更に腰を没する泥濘の惡路と闘ひつつ進撃を續行し、二十一日地凹溝（陽城西南八キロ）附近の敵を撃破〇〇に向け猛進中であり又沁水街道警備部隊もこれに協力、進路を〇〇にとり所在の敵を追撃中である。二十日まで判明せる敵の損害は敵屍二千、負傷三千餘、捕虜六十の外齒獲品迫撃砲、重輕機、小銃等莫大に上り多大の戦果を収めてゐる。

七月二十三日

五月下旬ノムヘン附近の戰鬪後外蒙ソ

聯空軍は執拗にもその不法行動を中止せず、六月十七日及び十九日十數機の編隊をもつて不法にも數次に互り、滿蒙國境方面より越境し來りハロンアルシヤン、甘珠爾廟、アムクロン（阿穆古朗）哈爾哈廟を爆撃せり。我方は爾後敵に敵の行動を監視中なりしが、廿二日十六時（午後四時以降）ソ聯戦闘機約百五十機はまたも甘珠爾廟上空に越境飛來したるをもつて、我航空隊は十八機を以て直ちにこれを邀撃し、その四十九機を撃墜せり此戦闘において未だ歸還せざるもの森本大尉機以下五機を出せり。

警視廳消防部長 永岡文男

任内務事務官（土木局河川課勤務）

鳥根縣警察部長 櫻井 三郎

補警視廳消防部長

北海道廳事務官 大濱 芳雄

補鳥根縣經濟部長

兵庫縣地方警視 八木 芳雄

補鳥根縣警察部長

兵庫縣地方事務官 右田鐵四郎
補徳島縣經濟部長

滿蒙國境の風雲を掻き亂した二十二日午後の空中戦は世界空中戦史未曾有といはれ、去る五月末のそれにも勝る壯烈無比を極めたものであつた。敵機數約百五十悉くイ十五、十六ソ聯戦闘機で大編隊のもとに滿領に不法侵入し、日本側に對し露骨なる挑戰的意圖に出でたものであつた。これに對する我が陸軍の精銳總數僅に十八機、群雀を蹴散らし敵機撃墜總數實に四十九機、我が歸還せざるもの四機（外に損害を傳へられた一機は搭乗者機共に無事なること判明）の歴史的記録を樹立したのであつた。この戦闘で我方森本大尉機は遂に還らず、更に一時間を経て敵機約百機がボイル湖東南より越境北進するを察知せる町村部隊は精銳〇〇機を混へてこれを同地附近に邀撃、茲に第二次大空中戦を展開し、約二十分間の間に我荒鷲の正確なる猛撃は遂に敵二十

五機を撃墜し、我が方宮島、吉野、石塚の三機は遂に歸らなかつた。かくて前後二回の空中戦における敵撃墜總數は實に四十九機に上り、我が方損害僅に四機のみであつた。

二十二日〇〇大空中戦において安否を氣づかはれてゐた我陸軍の至寶森本重信大尉（愛知縣）機以下五機のうち、〇己機は二十三日朝に至り機體搭乗者共に〇己曹長の徒歩生還によつて判明し、〇〇基地にある全將士を感激せしめてゐる。

七月二十一日南支方面における我海軍航空隊の活躍左の如し

一、宣山（江西省中北部）において同地西方の軍需品倉庫群に多數の直撃彈を得これを大破せしめ、更に燃料庫らしき一棟を炎上せしめたり。

二、龍州（廣西省西南端）において軍需品揚陸中の波止場附近を爆撃し、これに多大の損害を與へたる外龍州、鎮南關（廣西省西南省境）間において揮發油罐

を搭載せる自動車約三十輛を統率、内十輛を炎上せしめ基地に甚大の損害を與へたり。

二十三日の戦闘において我が空軍は又も敵機確實なもの四十三機、不確實なもの八機を撃墜、赫々たる武勳を立てた我が荒鷲はこの日もよく寡少の兵力を以て我に數倍する敵と交戦したもので、我が損害は僅に負傷三の程度である。

野口、加藤の兩部隊は同日午前十時廿分頃戰場上空においてイ十六、六十機とイ十六、四十機よりなる敵の二大編隊群に遭遇し、勇猛なる攻撃の結果、野口部隊は敵二十機、加藤部隊は敵二十一機合計四十一機を確實に撃墜し、その他不確實なもの兩部隊を合して八機を算した。次いで午後五時三十分松村部隊は戰場上空において敵イ十六及びエス・ペー編隊群に遭遇し、イ十六一機、エス・ペー一機を撃墜した。

この戦闘において松村部隊の齋藤正午曹

長、加藤部隊の田口少尉、井上曹長は負傷した。

七月二十四日

天津問題の背景をなす一一般的原则問題は去る十五日より三回に互り有田、クレギー會談において意見の一致を見、二十二日正式署名を了し、同日日英兩國で同時聲明をなし、兩國の立場を明かにする豫定であつたが時間の都合で取止めとなり、二十四日午後十時（ロンドン時間午後三時）東京及びロンドンにおいて右の通り同時聲明を發表した。右聲明は二十二日有田外相、クレギー駐日大使の署名をなしたる覺書を基礎とし、今次日英會談の基本となるべき諒解事項を中外に公式に發表せるもので、今後の圓卓會談の推移をもトすべきものとして重大な意義をもつものである。

帝國外務大臣と在京英國大使との間に七月十五日以來行はれ來りたる會談の結果として、左の聲明が發せられた。

英國政府は大規模の戦闘行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、又斯かる状態が存続する限り支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し、且その勢力下に在る地域における治安を維持する爲特殊の要求を有すること並に日本軍を害し、又はその敵を利するが如き一切の行爲及原因を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍に於て前記目的を達成するに當り、之が妨碍となるべき何等の行爲又は措置を是認するの意思を有せず、此の機會に於て斯かる行爲及び措置を控制すべき旨在支英國官憲及び英國國民に明示し以て右政策を確認すべし。我が航空隊は七月二十三日ノモンハン戰場上空に於て敵戦闘機約七十機、爆撃機約六十機と交戦し敵戦闘機四十二機、爆撃機二機、合計四十四機を撃墜し、向地上に潜伏せる敵戦闘機を攻撃し、その一機を炎上數機を撃破せり、我方四機未

だ歸還せず。

不利な地勢に處し、寡兵よく國境線を確保してゐる我〇〇地上部隊の勇猛果敢なる活躍振りは戦史の一ページを飾るものとして驚異の眼を以て見られてゐるが中にも〇〇砲の縦横無盡の奮戦は賞讃の的となつてゐる。敵前に身を曝されながらも猛進を續け一度敵の戦車に食ひ下るや十字砲火を浴びながらも攻撃の手を弛めず、幾度か我歩兵の突撃を有利ならしめてゐる。

廣西省各地に於ける海軍航空部隊の戦果左の如し。

一、柳州に於て市街軍事施設に悉く命中彈を得多大の損害を與へたる外、内一個所に火災を生ぜしめたり。尙江岸の軍用戎克二十隻を撃沈せり。

二、鎮南關北方に於ては軍用自動車庫六棟を爆撃し、自動車約五十輛を粉碎せり。

三、明江思樂間、思樂北方及び南審より

貴縣その他に至る道路上において計五十輛の軍用自動車群を發見何れも銃爆撃し、これを大破せしめたる外自動車七輛を炎上せしめたり。

四、南審において市政府兵營及軍需品倉庫を爆撃し、これに多大の損害を與へたり。南審における敵防禦銃火熾烈なりしも我が方全機無事歸還せり。

七月二十五日

總動員業務事業主計畫令（勅令第四九三號）、工業組合法第三十三條ノ二第二項ノ

規定ニ依り小工業者ノ範圍ヲ定ムルノ件（勅令第四九五號）、皮革使用制限規則中

改正（商工省令第三七號）皮革配給制限統制規則中改正（商工省令第三八號）公布

内田元鐵相外十八名に係る國鐵疑獄事件の第一審判決が東京刑事地方裁判所小泉裁判長に依つて言渡された。

第三次圓卓會談は二十六日午前十時三十分より前回同様外務次官々郎において開會し、この小委員會の報告を基礎に協

議折衝を續けることとなつた。即ち小委員會において日英双方の主張見解の全貌が明らかとなつたので、圓卓會談においても改めて左の諸點につき逐條審議することとなつた。

一、程氏暗殺犯人の引渡

一、抗日反日分子の徹底取締

一、英租界工部局の反日職員の時罷免

一、反日教科書、反日新聞、雜誌及び圖書の嚴禁

一、新支那政權に對する反對分子の政治的策動の彈壓

一、英租界工部局の警察司法關係のボストに日本人を採用して治安維持の連絡を密接にする

一、反日テロの捜査逮捕に英租界工部局と日本軍當局との協力機關の設置

七月二十六日

支那事變從軍記章令（勅令第四九六號）公布

我が航空隊は七月二十四日ノモンハン

戰場上空に於て敵戦闘機約百機、爆撃機六十機と交戦し、戦闘機二十六機、爆撃機十五機合計四十一機を確實に撃墜し、なほ爆撃隊は熾烈なる高射砲火を冒し、哈爾哈河畔敵砲兵陣地を爆撃し多大の損害を與へたり。我が方戦死三、負傷二を出し飛行機の未だ歸還せざるもの一機なり。

滿蒙國境の空中戦闘開始以來我が空軍に撃墜されたソ聯機は實に六百九十七機に達した。

我が南支派遣陸海軍は軍事行動の必要上二十八日から向ふ一週間乃至二週間に互り珠江を封鎖し、外國の軍艦及び商船のみならず日本側の香港、廣東間、澳門廣東間連絡船の通行その他一切の船舶の出入を遮斷禁止することになり、二十一日この旨廣東においては阿崎總領事より香港においては黃田領事より夫々各國に通告を行った。

國民徵用令は本月十五日より施行され

たが、徵用計畫の圓滑なる遂行を期するために厚生大臣の諮問機關として、徵用令施行に關する重要事項を調査審議する徵用委員會を設けることになり左の如く決定

△會長 廣瀨厚相

△委員 武部企畫院次長、澤田外務次官、

館内務次官、大野大藏次官、山脇陸軍

次官、山本海軍次官、岩村司法次官、

石黑文部次官、荷見農林次官、村瀨商

工次官、大和田逓信次官、喜安鐵道次

官、田中拓務次官、岡田厚生次官

△臨時委員 入江法制局參事官、黒田企

畫院部長、中村企畫院部長、中村陸軍

少將、井上海軍少將、熊谷厚生省職業

部長

△幹事 企畫院書記官高田正、企畫院調

査官石井通則、陸軍歩兵大佐小松光彦、

海軍大佐淺慶讓、厚生書記官引田重夫、

厚生書記官古武惠市、厚生事務官石破

二郎、厚生事務官八重樫運吉

我が航空隊は二十五日午後空中戦において敵機四十二機を確實に撃墜せり、昨日發表せる同日午前撃墜機十七機を加へ二十五日の確實なる撃墜機数は總計五十九機となつた。

セイヤー國務次官補は二十六日午後米國務省に須磨參事官の來訪を求め、一九一一年の日米通商航海條約を廢棄する旨ハル長官より堀内大使に宛てた通牒を手交したが通牒全文左の通り。

閣下、最近數年間アメリカ政府はアメリカと他國間に存在する通商航海條約に關し、右條約が締結された目的をよりよく達成するには如何なる變更が必要であるかを決定することを目標として檢討を加へつゝあつた。右檢討中アメリカ政府は千九百十一年二月二十一日ワシントンで調印された日本通商航海條約は新たな考慮を要する條項を包含してゐるとの結論に到達した。かかる考慮への途を開き、且つ新事態の

發生に即應してアメリカの權益を擁護し且つ助長するため、アメリカ政府は該條約第十七條に規定された手續に従ひ茲に本條約の期限終結を希望する旨を通告する。而してかゝる通告がなされた以上本條約及び附屬議定書と共に本日より六箇月以後に滿期となるものと期待する。

茲に閣下が余の最高の敬意の新たなる保證を受けられんことを希望す。

アメリカ國務長官 コーデル・ハル

駐日米國代理大使ドーマン氏は二十七日正午外務省に吉澤アメリカ局長を訪問日米通商航海條約を廢棄する旨の米國政府の通牒を手交し、午後零時半辭去した。

去る九日突如ラヂオ放送により全支の民衆及び海外華僑に對し、和平救國の新發足につき烈々たる呼びかけをなした汪兆銘は、廿六日午後十時十五分より十分間ラヂオを通じて『吾々は中國復興東亞復興の大道を歩まねばならぬ』と題し、

中國復興東亞復興の爲には大亞細亞主義に基き善隣友好、共同防共、經濟合作の三原則を貫き、これを妨げる共產黨を潰滅せねばならぬとの趣旨の講演を行つた。

七月二十七日

國民體力審議會官制(勅令第四九七號)、傷痍軍人醫療委員會官制(勅令第四九八號)、支那事變從軍記章授與規程(閣令第一一號)、製鐵設備制限規則(商工省令第四〇號)公布

第四次日英會談は七月二十七日午前九時四十五分より午後一時まで及び午後四時より六時三十分まで兩回外務次官官邸において開催したるが、午前の會合においては將來取り得べき警察手續の細目に關する一應の討議を終へ、午後は經濟問題の審議に移りたり。次回會談は明二十八日(金曜日)午前十時より開催の筈。東海道戸塚驛構内に於て見送りの群衆中へ列車乗入り、一瞬に死傷十五名を出

した慘事があつた。

七月二十八日

陸軍航空技術研究所令中改正(勅令第四九九號)、陸軍航空士官學校令中改正(勅令第五〇一號)、海軍火藥廠令(勅令第五〇三號)公布

中支方面に於て昨二十七日海軍航空隊は陸軍部隊の作戰に協力、南昌南方地區一帶、即ち南門嶺(羅溪西方)程坊街(市豫南西方)陳村(樟樹鎮北方)附近の敵陣地陸軍司令部などを攻撃、程坊街に於ては二個所より火災を生ぜしめ、その一は大爆發を起さしめた。

南支方面に於て十六日珠江作戰部隊は前日に引續きその精銳部隊をもつて横門谿に強行進出、航空部隊の協力の下に一部陸戰隊を岐山東麓に揚陸、所在の敵約五百を攻撃、これを潰走せしめたり。敵遺棄死體四〇、鹵獲品兵器小銃四その他彈藥多數。

七月二十九日

郵便年金規則(厚生省令第二三號)、郵便年金掛金一時拂及隨時拂の場合に於ける豫定利率及年金額の決定(厚生省告示第一四〇號)公布

日獨共同コミュニケ

本日日獨間に貿易及び支拂に關する廣範なる協定假調印せられたる處、本協定は從來の平常的貿易を維持すると共に更に兩國間貿易の顯著なる伸張を豫定するものなり、本協定は國內手續完了次第成るべく速かに實施の筈にして、其の間實施の準備を進むることとなるべし、新協定は兩國間に現存する友好關係に鑑み、相互經濟關係を更に強化すべきを以て、本協定の締結は日獨兩國に於て大いに歡迎せらるる所なり。

第五次日英會談は本二十八日午前十時より午後一時まで外務次官官邸に於て開催、經濟問題に關する討議を續行したり次回會談は來る三十一日(月曜日)午前開催の豫定。

海軍航空隊の活動

一、北支方面 廿六、七の兩日に互り海軍航空隊は海陽北西方の敵兵器工場及び芝罘西北方大辛店附近の敵據點を爆撃、これに大損害を與へたり。

二、中支方面 昨廿八日前日に引續き海軍航空隊は敵師團司令部の所在地梅莊を始め撫河東岸地區善坊街の敵據點を逐次攻撃梅莊においては一ヶ所より大火災を生ぜしめたり。

三、南支方面 (イ)珠江作戰部隊は廿七日有力なる友軍航空部隊と緊密なる協力作戰の下に横門の敵を反覆攻撃し、之を沈黙せしめたり。尙水上部隊は同附近水路に於て既に敵機雷約六十個を處分せり。(ロ)海軍航空隊は一昨廿七日陸軍部隊に協力菴埠附近に蠢動する敵を攻撃、之を潰走せしめたる外、更に同日他の部隊を以て雷州半島高州及び石角附近江上の軍用舟艇及び軍事施設多數を統爆撃し、之に多大の損害を

與へたり。

關田、町田、吉岡の各部隊は去る廿一日から一齊に出動、靖安(江西省西北部)西北方地區で蠢動しつつあつた雲南軍一個師に對し掃蕩戰を開始、巧な挾撃によつてこれを撃滅四散せしめた。

敵の遺棄死體四百五十、捕虜四十の外に重輕機二、小銃三十、チエコ彈及び小銃彈約一萬五千發を鹵獲した。我軍の損害は至つて輕微である。

七月三十一日

第六次日英會談は今三十一日午後四時外務次官官邸に於て開會、天津に於ける治安維持に關する問題の檢討を續行したり。天津イギリス租界警察署長アール・ビー・デニス氏は豫て討議中の諸提案に關聯する諸點について説明を加へたるがその一部を小委員會の研究に附する事に決し、該小委員會は將來日本側當局とイギリス側警察との間にその有効なる協力を保障するため設定、その取極に對する

準備を整ふる目的をもつて本會議の直後午後六時五十分より之を開催したり。尙經濟問題に關する小委員會は八月一日(火曜日)午前十時開催の豫定。

鑛山局の擴充 商工省では戰時體制下に於ける生産力擴充計畫完遂のため、かねて鑛山業部門に對し諸般の對策を講じ現地の第一線官廳たる鑛山監督局を督勵して鑛物の徹底増産を圖つてゐるが、今回愈新時代の要求に即應してこれが陣容の擴充整備をなし、鑛山行政の上に一期を劃すべく鑛山監督局官制を改正、職員を増置すると共に同監督局分課規程を根本的に改正して新たに二部六課乃至七課(總務及び監理の二部、總務、出願登錄、勞務、施設、鑛業警察、測圖の六課に、東京、大阪は更に分析の一課を加へる)を置くこととなり、卅一日を以て改正官制を公布、即日實施することになつた。

家賃地代の抑制 主要都市並に股賑産業地帯の家賃、地代を規制するため厚生

省では十八日の中央物價委員會で答申された地代家賃對策により總動員法第十九條貸賃料條項を發動、家賃、地代統制令の立案を進めてゐるが、大體八月中旬總動員審議會に付議、法文整備の上九月上旬公布施行を見る運びとなつた。規制の基準、期日は物價委員會の答申に従ひ昨年八月四日と決定した。

三十一日横濱から次の如く發表された海軍に於ては時局に鑑み今回新に宮城縣柴田郡船岡村に海軍火藥支廳を新設し、初代支廠長に海軍大佐竹内牧人を任命せらる。

我が南支派遺軍の七月上旬における戦果左の如し、

敵に與へたる損害(一)確認せる遺棄死體六〇五、(二)捕虜四六、(三)鹵獲品小銃一〇六、拳銃九、槍二六、輕機三、鐵砲一、小銃彈二、〇一三、手榴彈三六、ダムダム彈六八、小舟一、(四)その他不明。

我が方の損害戦死七。

八月一日

陸軍豫備士官學校令中改正(勅令第五一七號)、陸軍兵事部令(勅令第五一八號)、人文科學研究所官制(勅令第五二〇號)、農學研究所官制(勅令第五二一號)、海外拓殖調査會官制(勅令第五二五號)、陸軍管區表改正軍令(陸軍省令第四一號)、陸軍召集規則中改正(陸軍省令第四二號)、家兎屠殺制限規則(農林省令第三七號)公布

物のしるべ興亞のしるべ 世界で最初の試みたる『物の國勢調査』(國民消費に關する臨時國勢調査)は愈今一日を期して全國一齊に施行せらる。

賃金統制令に基く未經験労働者の初給賃金は、さきに中央賃金委員會の決定に基き厚生大臣より發せられた内訓に基き工場労働者については各地方長官が、鑛山労働者については鑛山監督局長がそれぞれ地方賃金委員に諮問の後管内の初給

標準額及びこれを基礎とした最高最低賃金を決定することになつてゐたが、工場労働者の分は北海道、青森、九州各縣を除き一日府縣報に一齊告示された。

陸軍の八月定期大異動は一日附を以て發令された。今回は進級を主とし、軍中司令部其他の首腦部の構成に新變化なく、たゞ支那事變開始以來急テンポで促進されつゝある軍組織の若返り工作が、戦争遂行の現實の必要から今回も著るしく促進された點が目立つてゐる。今回の異動

で秩父宮殿下が大佐に御進級遊ばされ、また南京攻略戦に赫々たる武功を樹てさせられた朝香宮鳩彦王殿下及び武漢攻略戦に二軍御統率の重任を帯びさせられた東久迺宮稔彦王殿下の兩中將宮殿下が大將に御進級遊ばされたことは感激を以て拜せられる。教育總監西尾壽造中將も大將に進級、これによつて陸軍の最高首腦部は閉院參謀長宮、梨本宮の兩元帥宮殿下、大將は兩大將宮殿下を始め奉り、植

田關東軍司令官、寺内軍事參議官、杉山北支軍最高指揮官、畑侍從武官長、中村朝鮮軍司令官、古莊軍事參議官、西尾教育總監と九大將を算へるに至つた。進級者は大將へ三名、中將へ十七名、中將相當官へ三名、少將へ七十五名、少將相當官へ十二名である。本異動においては逆睹すべからざる國際情勢に鑑み、教育機關を一層充實し及徴兵召集事務機關を強化し、以て益々戦力の充實をはかられたものである。

北支開發會社總裁貴族院議員内閣參議大谷尊由氏は去月十二日東京を出發北支に向ひ、張家口に於ける龍烟鐵嶺の創立總會に臨むため、同二十五日午後四時北京發列車で張家口に赴く途中病を得たが一日午後零時十分遂に死去した旨、麴町區麴町一丁目の自宅その他に入電があつた。行年五十四。

八月二日

南支方面に於て海軍航空隊は三十一日

その有力部隊を以て左記爆撃を實施し多くの戦果を収めたり。

一、福建省漳州、石碼方面の敵據點及び軍事施設を爆撃、これに大損害を與へたり。

二、蓮塘及び登塘(廣東省潮州附近)周囲の敵據點を連續爆撃し、陸軍部隊の作戦に協力せり。

三、更に一部隊は廣東省海岸地帯陸豐海豐、淡水及び坊城に於て兵舎及び其他の軍事施設多數を攻撃、これを大破せり。

八月三日

去る七月二十六日ノモンハン戰場において越境ソ聯外蒙軍を國境線外に撃退せし以來我が軍は敵とハルハ河を挟んで對峙し、嚴重なる監視を續けつつあるも、その後の状況は左の如くである。

一、地上戰鬪二十七日以來一般に敵の行動は積極的ならざるも、二十八日及び三十一日においてはノロ高地及びその

東南方地區に、又八月一日においてはホルステン河、ハルハ河合流點兩側地區より逆襲し來り、兩軍間に小戦闘を繰返しあるも、その都度精銳なる日滿軍はこれを撃退しあり。八月一日の戦闘において敵に與へたる損害左の如し破壊せるもの戰車九、裝甲自動車二、砲三門、鹵獲機關銃四、遺棄死體七百を下らず、八月二日以後は特に戦果なし。

二、空中戦 二十九日我が航空隊は午前十一時三十分及び午後六時の二回に互り敵戦闘機それぞれ八十機及び四十機を邀撃交戦し、其五十一機を確實に撃墜せり。我が方六機を失ふ。三十一日午後三時頃航空隊はイ十六型四、五十機と、又午後六時重爆三十機、イ十六型二十餘機と交戦し、その十一機を確實に撃墜せり。我が方全機歸還す。二日午後六時三十分頃敵機四十七機アルシヤン上空に飛來し、爆彈を投下せし

も我れに損害なし、この際我が方は地上射撃によりその七機を確實に撃墜せり。

三日早曉海の荒鷲部隊はまたも敵都重慶の深夜大空襲を敢行し、廣陽壩飛行場空襲部隊は超大型機數機を確實に撃破し市街攻撃部隊は蟄集し來れる敵戦闘機と激烈なる戦闘を交へつつ、政府要人會議所、政府機關等の施設を木葉微塵とし、會心の戦果をあげ、我方は一發の敵彈すら受けず秋漸く動く黎明の〇〇基地に全機無事歸還した。

一、中支方面において二日海軍航空隊は敵軍司令部の所在地上高(江西省)を空襲し、軍施設及びその附近に密集せる軍馬群を爆碎、之に大損害を與へたる外三日未明淺野中佐の指揮する有力部隊を以て更に復重慶夜間攻撃の壯舉を敢行、猛烈なる敵の照射砲撃を冒し將政權機關及び飛行場を爆碎、これに大損害を與へ、折柄來襲せる敵戦闘機三機

と交戦直ちにこれを撃退大なる戦果を収め、全機無事歸還せり。

二、南支方面において海軍航空隊は左記爆撃を實施せり、

(一)福州攻撃部隊は電光山砲臺及び火藥庫を爆撃、之を全壊したる外、倉庫一、兵舍二棟を粉砕せり。

(二)他の攻撃部隊は横縣(廣西省)興寧、榴障、電白(廣東省)において夫々市政府、敵陣地軍用自動車群を攻撃、之に大損害を與へたり。

去る七月三日から展開された潞安を中心とする山西省東南地區一帯の大包围掃蕩戦は行動開始以來去月未までの南下、東進、東南進各部隊の綜合戦果(北支並に東進部隊の分を除く)左の如し
 抗戦せる敵兵合計九萬六千七百三十、
 敵遺棄屍七千七百七十六、捕虜四百四十三、鎗馬三十五、鹵獲品迫撃砲八二(同彈藥一千二百二十)、重機二(彈藥同八千四百五十)、輕機二十六(同彈藥一

萬六千八百)、小銃九百五(同彈藥百二萬五千七百七十)、騎兵銃二、手榴彈十一萬二千七百三十九、山砲彈九百四十八、地雷十八、拳銃三十一、青龍刀百三十四、軍刀、指揮刀十二、圓匙三十三、駱駝百頭、軍馬十四頭、棉花一萬三千三百三十ピクル、小麥二百二十俵、麥粉二百五十袋、岩鹽七俵、その他多數(我が方の損害戦死二百四十七、内將校十六、見習士官二)。

八月四日

陸軍被服廠令(勅令第五三六號)、陸軍糧秣廠令(勅令第五三七號)、陸軍衛生材料廠令中改正(勅令第五三九號)、原料甘藷配給統制規則(農林省令第三八號)公布

今宵も月明り日本軍來るかと思怖の一晩を待ち明かした敵都重慶は、疲勞にまどろむ四日の夜明け頃、突如上空に姿を現した我が荒鷲群のため奇襲され、三日に引續き重慶及廣陽壩飛行場は完膚なきまで我が鵬翼下に蹂躪された。

重慶側廣東省政府所在地たる韶關からの來電によれば我が空軍は三日午前二時に分れて廣東省北部諸都布を空襲、此うち〇機は韶關上空に現れて郊外軍事施設に巨彈の雨を降らせた。

我が南支派遣軍は七月十一日花縣平地に南下せし敵第五百十二師、及び第九百八、第九百一十團等に對し機先攻勢により撃破せし外、我が第一線に近き敵を索め隨所に撃滅中にして、七月中におけるその戦果左の如し、

一、交戦敵兵力一萬二千九百四十一、敵に與へたる損害、遺棄死體二千六百二十七、捕虜七十八、鹵獲品主なるもの重機關銃二、輕機銃十六、小銃三百四十、小銃彈藥四千四百卅八、銃劍七、拳銃十、拳銃彈七、箱、手榴彈七十八個、ダムダム彈六十八箱、槍二十六本、硫酸百三十壘等を滿載せる汽船一隻、飛行機の爆撃による死傷者、破壊せし敵軍事施設、軍需品等多數。

一、我損害戦死六十一、戦傷百三十五。荒木新潟縣土木部長の日本發送電會社入り並に竹内岡山縣土木部長の病氣辭任に伴ふ異動は四日左の如く發令された。

長崎縣土木課長 淺見 洋
補新潟縣土木部長
山口縣土木課長 鈴木 健二

補岡山縣土木部長
新潟縣土木部長 荒木 榮二
岡山縣土木部長 竹内 常八

依願免本官(各通)

八月五日

去る七月三日より開始された山西省東南部潞安地方における大包圍作戰は七月末を以て一先づ終り、引續き掃蕩戰を續けてゐるが、七月中に於ける潞安作戰の戦果が五日北支軍より發表された。即ち交戦した敵の延兵力は合計十萬以上に達し、内遺棄死體九千二百六十四、捕虜八百五十四、鹵獲兵器迫撃砲二門、重機關銃、ナエコ機關銃、小銃合計一千四百八

十三、迫撃砲彈一千二百七十九、重機關
銃彈八千四百五十、小銃彈百四萬五千九
百十八、輕機關銃彈一萬六千八百、手榴
彈十一萬三千九百五十五、山砲彈九百四
十八、その他多數で我が軍の損害四百四
十七であつた。

東亞における海運業を統制し、新秩序
建設の大業に即應するため關係者は五日
午前十時より東京會館において創立總會
を開催し、東亞海運會社を設立するに至
つたので、滬信省では同社の目的經營航
路、陣容につき左の如く發表した。

一、名稱 東亞海運株式會社

二、本社所在地 東京市

三、資本金 七千三百萬圓

四、目的 (イ)日支間、支那沿岸、支那

(外國間等に於ける海運業の經營、(ロ)碼頭、倉庫業の經營、(ハ)附帶事業の經營並に關係事業に對する投資

五、經營航路 (一)内地—天津、(ロ)内地—青島、(ハ)内地—上海、(ニ)内地

—南支、(ホ)臺灣—上海、(ヘ)臺灣—天津、(ト)臺灣—南支、(チ)大連—北支、(リ)天津—上海、(ヌ)天津—南支 (ル)大連—南支

鼓浪嶼問題は久しく鳴りを鎮め、現地兩當事者とも同問題に對し重要影響を有つ日英東京會談の推移を靜觀してゐた形だつたが、本月一日イギリス支那艦隊旗艦パーミンガム號が廈門に入港し、五日には同艦長ブラインド大佐が當地〇〇部隊に宮田部隊長を訪問して鼓浪嶼問題解決の意思を表明した模様である。之より

先き親日米人元早大講師ベンホフ氏の長男にして滿洲國にも長く駐在したとあり、日本語も達者な親日家である北京駐在米國大使館二等書記官ベニンホフ氏が本國政府の重要指示を受けて來厦したので若干の曙光を見るに至つた。

紛糾を重ねつゝある北樺太石油利權問題の中ノ聯側が最重視し、懸案解決の前提として最も難關とされた團體契約交渉

は五日モスコイ駐在の會社代表高毛禮氏と四日オハより來着した極東石油労働組合議長バカルジソンの間に契約の各項目に互り最後の決定に到達し、近日中に正式調印を見ることになつた。昨年十一月交渉開始以來同を重ねること六十五回、幾多の曲折を経折衝の結果、遂に折合を見たものである。

八月六日

九月初旬南獨ニユールンベルクで行はれる第十一回ナチス黨大會に招請を受けて臨席する産業代表藤原銀次郎氏は、米國經由訪獨の途についた。

遺兒の靖國神社參拜と御下賜品傳達式舉行。此朝戦死者の遺兒代表千三百五十四名、靖國神社參拜の爲上京したるが、國母陛下におかせられては特に御菓子を下賜あらせらる。其傳達式が軍人會館に於て行はれ、廣瀨厚相、板垣陸相、本庄總裁の訓示があつて遺兒總代の答辭が述べられ一両徒步靖國神社に參詣した。

今回の獨伊の演習人員は合計三百萬と算せられ、且ドイツはスロヴァキア駐屯軍を中心にモラヴィア、シレジア、ボヘミアをつなぐポーランドの南西國境線に於てポーランド包圍の態勢にあり、又イタリアはピエドモンテ、ロンバルデーに於いてフランス及びスキエスの國境に大兵を集中してゐるが、十二日迄には兩國の召集は全部完了し、演習は最高潮に達するものと見られてゐる。

八月七日

日英東京會談は四日の加藤、クレーギー會見においてクレーギー大使から本國政府の回訓が遅れることに關して諒解を求め、加藤公使も一應これを諒として、七日迄持越し來たが、七日の夕刻になつて英國大使館に回訓が到着した模様で、箱根宮ノ下に週末旅行中であつたクレーギー大使も八日午前中には歸京して會談續開に關する準備を進めることゝなつた。よつて一週間以上空費してきた日

英會談も愈第七次會談を開き得る見込がついて來たわけで、英國側の準備さへ進めば八日午後にも第七次會談を開くことゝならう。

八月八日

外國債の條件に關する勅令第三百八十九號（昭和十三年）中改正に關する件（勅令第五四九號）、米穀配給統制法の一部施行期日に關する件（勅令第五五〇號）、同上施行に關する件（勅令第五五一號）、米穀取引事業審議委員會官制（勅令第五五三號）、皮革原料たる水産動物の販賣制限に關する件（農林省令第三九號）公布
政府は八日閣議散會後、閣僚參議懇談會の終了を待つて午後一時四十分より首相官邸に歐洲對策に關する五相重要會議を開催、去る六月五日に決定された對歐策方針の處置について重大檢討を行つた。對歐策に對して陸軍側は最近における國際情勢の新事態に對應すべき方策を緊急決定する必要ありとし、先般來省部

聯絡會議、續いて三長官會議を開いてその態度を決定し、右決定に基いて板垣陸相は六日夜平沼首相と會談、次いで七日午後米内海相と懇談を重ね、八日の五相會議に臨む準備を進めてゐるが、八日の五相會議で一舉結論に達することは困難かと見られ、さうなれば今後更に五相會議が續開されることにならう。但し國際關係の現状に鑑み、この五相會議が荏苒日を送るやうなことになるとは考へられず、比較的早く結論に到達するものと見られる。

五日午前午後互る空中戰に於て二十七機を擊墜されたソ聯外蒙空軍はなほも我が空軍の威力を眞信し、執拗なる不法越境を企圖し、七日午後七時頃ホロンバイルの草原に漸く暮色が訪れんとする頃小癢にも敵はイ十六型六十機を有する大編隊を以て越境し來つた。この時哨戒中の野口部隊は勇躍これに躍りかゝり、寡兵を以てポイル湖東南側に壓迫しつゝ勇

猛果敢なる空中戦を展開、四十七機を確實に撃墜したが、我が方は負傷者一名を出したのみであつた。今次事件に於て確實に撃墜した敵機の總數はこれに實に八百六十二機に達した。

目下廣東にある汪兆銘は南支、南洋各地の同胞に向つて九日午後十時廣東放送局より『如何にして和平を實現すべきや』と題し、支那及支那民族は日支兩國による東亞の平和確立によつてのみその福祉と繁榮を招來し得る所以並にその方途について三十分間近く説く豫定で、この放送は上海及び臺北において中繼され、南洋各地華僑にも訴へる筈。

八月九日

八日クレイギー英國大使の東京會談延期申込に對し、加藤公使は現地代表武藤少將と協議の上、九日午前十一時外務次官官邸に英國大使の來訪を求め、會談再開に關する警告的督促を爲した。

法幣問題で英國の援助を爲さんとして

米佛突如我國に申入を爲したが斷乎として第三國の介入を一蹴した。

南支派遣軍當局と汪兆銘の放送、即ち南支軍當局の談に依れば先に抗日將政權と絶縁し、日本と提携して東亞の時局收拾に乘出すべく重大聲明を發表したる汪兆銘は過般來廣し、南支派遣軍の最高指揮官及び軍首腦部と數次に互つて會見し今後の時局收拾に關する根本方策をはじめとし、特に南支における汪の和平運動に關しても隔意なき懇談を重ねたるに、その意見は完全に一致せり。故に軍としては九日汪兆銘のラヂオ放送によりて聲明せるところに對し全幅の贊意を表し、能ふる限りの協力と援助を惜しまざるものなりと。

八月十一日

去る八日の閣議で精動基本方策中の『興亞奉公日』を設定し、來月から毎月一日に一回づつ實施することに決定したが政府ではこれが設定にあたり、その實施

についての内閣告諭案を作成中のところこのほど成案を得たので、十一日の閣議に附議平沼首相より説明をなし、次いで荒本文相よりこれを敷衍説明したのち全關係原案に賛成し決定した。同日午後内閣より發表された。(内務省特報参照)

英國政府は十一日聲明を發し、程錫庚氏暗殺犯人四名を臨時政府側に引渡す旨發表した。これと同時にクレイギー駐日大使に對しては遷延を重ねてゐる日英會談再開に關して訓令を發した旨併せて發表した。

ハ爾爾哈河畔の我が高射砲陣地は、十一日午前十一時折柄晴れわたる國境上空を五千米の高度を取り九機編隊で越境せんとするソ聯S・B爆撃機群を發見、これに猛砲撃を浴せ、その内二機を確實に撃墜し、他の七機を外蒙領内に遁走せしめた。

八月十二日

毛絲販賣價格取締規則中改正(商工省令

第四二號)公布

八月十三日

けふ「八・一三」記念の日、支那事變が北支から上海へ飛火した想ひ出の記念日である。不擴大方針を堅持して隱忍に隱忍を重ねた上海の我が鐵血陸戰隊が、遂に堪忍袋の緒を切り、閩北の一角に猛然暴支膺懲の火蓋を放つたのが、一昨昭和十二年の今日。海軍ではこの榮えの日を『一日戰死』の日と定め、海軍省、各鎮守府、各艦船、前線の全將兵が忠靈顯彰費を獻納するのをはじめとして、上海の盛大な慰靈祭以下國內と現地で數々の記念の催しが意義深く行はれ、前總統後呼應して嚴肅に思ひ出の日を迎へ送る。

十三日ベルヒテスガーデンに於てヒトラー總統と二時間に互る會談を遂げたチアノ伊外相は、リッベントロップ獨外相と午餐を共にした後、駐伊獨大使フォン・マツケンゼン氏と同伴特別飛行機で午後二時ザルツブルグ發同午後五時ローマに

歸還したが、少憩の暇もなく自動車を驅つてヴェネチア宮に赴き委細ムソリニ首相に復命した。チアノ外相が二回に互りに飛行機で急遽ローマに歸つた事は、事態が相當急迫しつゝあると共に獨の意思頗る鞏固なる事を暗示するものとしてローマ外交界は速かに動搖の色を示してゐる。ポーランドの驕慢なる態度及び英佛側の好戰的宣傳と政策は遂にドイツをして荏苒時日を空費し得ざるに至らしめたものゝ如く、今後の諸情勢の發展は頗る重大視されてゐる。

八月十四日

衆議院議員選舉運動等取締規則中改正
(内務省令第二四號)、地方縣會議員選舉運動等取締規則中改正(内務省令第二五號)公布

中支軍十四日發表 敵の呼號せし所謂夏期攻勢も我が優先を制する反撃により各所において潰滅せられたり。炎暑を克

服し中支方面において七月中に收めし戦果左の如し、

南京、上海、杭州を中心とする江北、江南方面戰鬪討伐回數七百七十三回、抗戰兵力約二萬七千、遺棄死體千九百五十二、捕虜三百二十、我が損害戦死七十三。

九江、武漢、大別山方面交戦兵力六萬遺棄死體四千四百四十四、捕虜二百三十二、我が損害戦死百六十四。

中支方面綜合戰果交戦兵力八萬七千、死體五千三百九十六、捕虜五百五十二、主要爾獲品迫撃砲六、同彈藥百二十一、重機八、同彈藥五百、輕機二十五、同彈藥六千四百四十四、小銃九百四十一、同彈藥十一萬七千六百七十、手榴彈千四百二、その他多數。

去る八月七日午後以來ノモンハン附近戰場においては依然彼我相對峙しありて小衝突を繰返したるも、大なる情勢の變化を見ず、本期間における戰鬪狀況並に

我軍の獲得戦果は左の如し、

地上戦闘 (イ) 七日夕刻戦車を伴ふ敵狙撃兵約五六百ホルステン河右岸地區に逆襲し來れるも、我方は午後十時過ぎこれを撃退せり、敵の遺棄死體は約二百、破壊せる戦車二。(ロ) 八日午前三時三十分敵の狙撃兵約一千ホルステン河左岸地區に逆襲し來り、彼我猛烈なる白兵戦を交ふ、我方敵八十を刺殺してこれを撃退す。(ハ) 八日午前十時三十分敵約六十ホルステン河左岸地區に逆襲し來れるも、我方これを殲滅す。(ニ) 十日午後四時三十分敵戦闘機イ十六型三十機アルシャン上空に現はれ、地上掃射を行ひたるが我地上部隊は勇敢にこれと交戦しその六機、(内一機機體殆ど完全にして不時着我に鹵獲せらる) は確實に撃墜す。(ホ) 十一日午前九時高射部隊はウズルスイ湖ノモンヘン地方上空に飛來せる敵の九機と交戦その三機を確實に撃墜せり。(ヘ) 十二

日我砲兵隊は敵陣地に對する破碎射撃を行ひ、敵砲兵九中隊に殲滅的打撃を與へ、五中隊を沈黙せしめたり。(ト) 十三日戰場は概ね平靜なり。

空中戦 八日以降我航空隊は戰場の制空に任じありしが、十二日午後二時三十分川股上空において敵戦闘機イ十五型、十六型約七十機と交戦、内十三機を確實に撃墜せり、我方未だ二機歸還せず。

八月十五日

南部山西肅正の最大の痛とされてゐた陳鏡應下の第十四軍主力に對し我が藤室、木越、岩切、藤田各部隊が相呼應して去る十一日一齊に火蓋を切つた大包圍戰の戦果は左の通りである。交戦せる敵兵力約一萬、遺棄死體二千百、捕虜六十六 (内連長) 二、鹵獲品輕機四、小銃百九十一、拳銃二、銃劍百一、小銃彈二萬二千二百、機銃彈二千六百、迫撃砲彈百、手榴彈千三百、防毒面二十二、我が戦死十

二

海軍航空隊は一昨十三日廣東省東部臨滄の軍事施設を攻撃之を大破し更に十四日その有力部隊を以て江西省贛江水路偵察攻撃を實施し吉安附近の倉庫群自動車群及び峽江附近の軍用舟艇を爆破したる他双口港、前坊街、進賢の軍事施設多數を粉碎全機無事歸還せり。

汪兆銘は重ねて和平談判へ進めとの聲明を發した即ち日支間の紛争は第一歩を停戰第二步を和平談判第三步を撤兵の三階段に依つて打開の途を講ずべきであるところを強調するものである。

大藏大臣を退いてから一年三ヶ月を舌の行脚に費した賀屋與宣氏は北支開發會社の大谷總裁の後任として就任し會社に初めて出社された。

× ————— ×

× ————— ×